

神河町耐震改修促進計画

令和2年4月

神 河 町

目 次

1 計画概要	
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画期間	1
2 神河町で今後発生が想定される地震規模, 被害の状況	2
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標	
(1) 住宅耐震化の現況と目標	3
(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標	4
4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1) 基本的な取り組み方針	6
(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	6
(3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	7
(4) 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の予防策	7
(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物	8
(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路	8
5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	
(1) 相談体制の整備	9
(2) 町内会等との連携	9
(3) 関係団体との連携	9
6 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項	
.....	9

1. 計画概要

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、国の基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）及び兵庫県耐震改修促進計画（平成19年3月策定）を勘案し、策定する。

本計画では、町内の現行の耐震基準を満たしていない、いわゆる「旧耐震基準建築物」の耐震安全性を確保するための目標及び施策を定める。

【参考】国の基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）概要

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約87%を、令和7年までに少なくとも9割にすることを目標とする。

兵庫県耐震改修促進計画

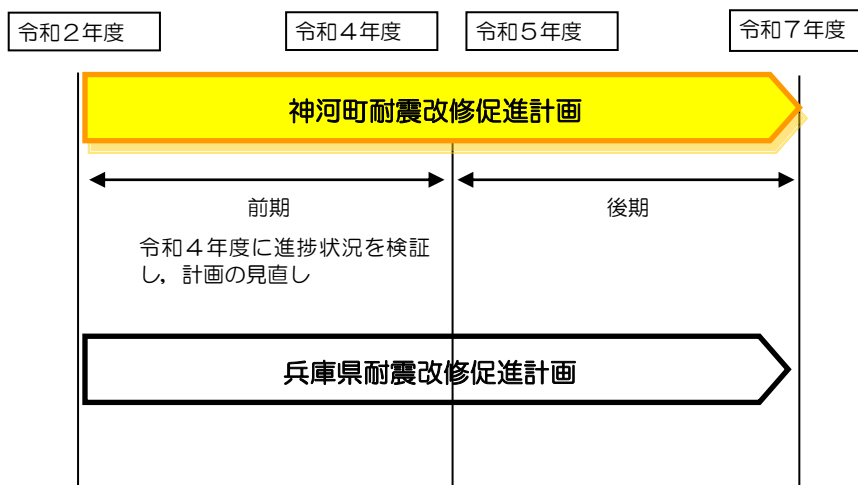
住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標をつぎのとおりとする。

- 住宅の耐震化率を現況の90%を令和7年度までに97%とする。
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率を現況の91%を令和7年度までに97%とする。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とする。

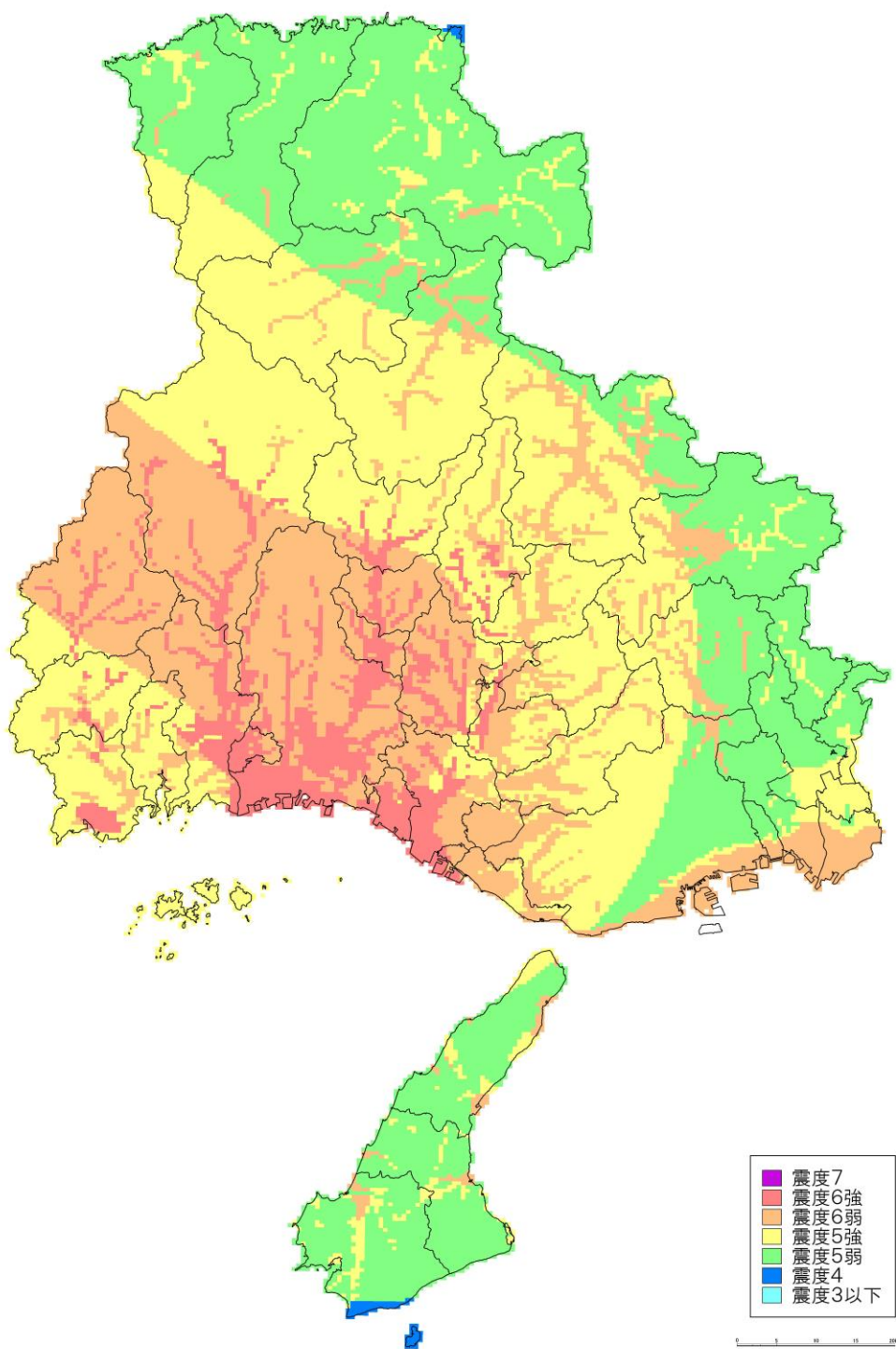
なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、計画期間の3年目にあたる令和4年度に進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。



2. 神河町で今後発生が想定される地震規模, 被害の状況

神河町地域防災計画では, 過去の地震災害の状況などから, 町内で甚大な被害が発生する可能性がある地震として下記の地震を想定している。

山崎断層帯地震による想定震度分布図



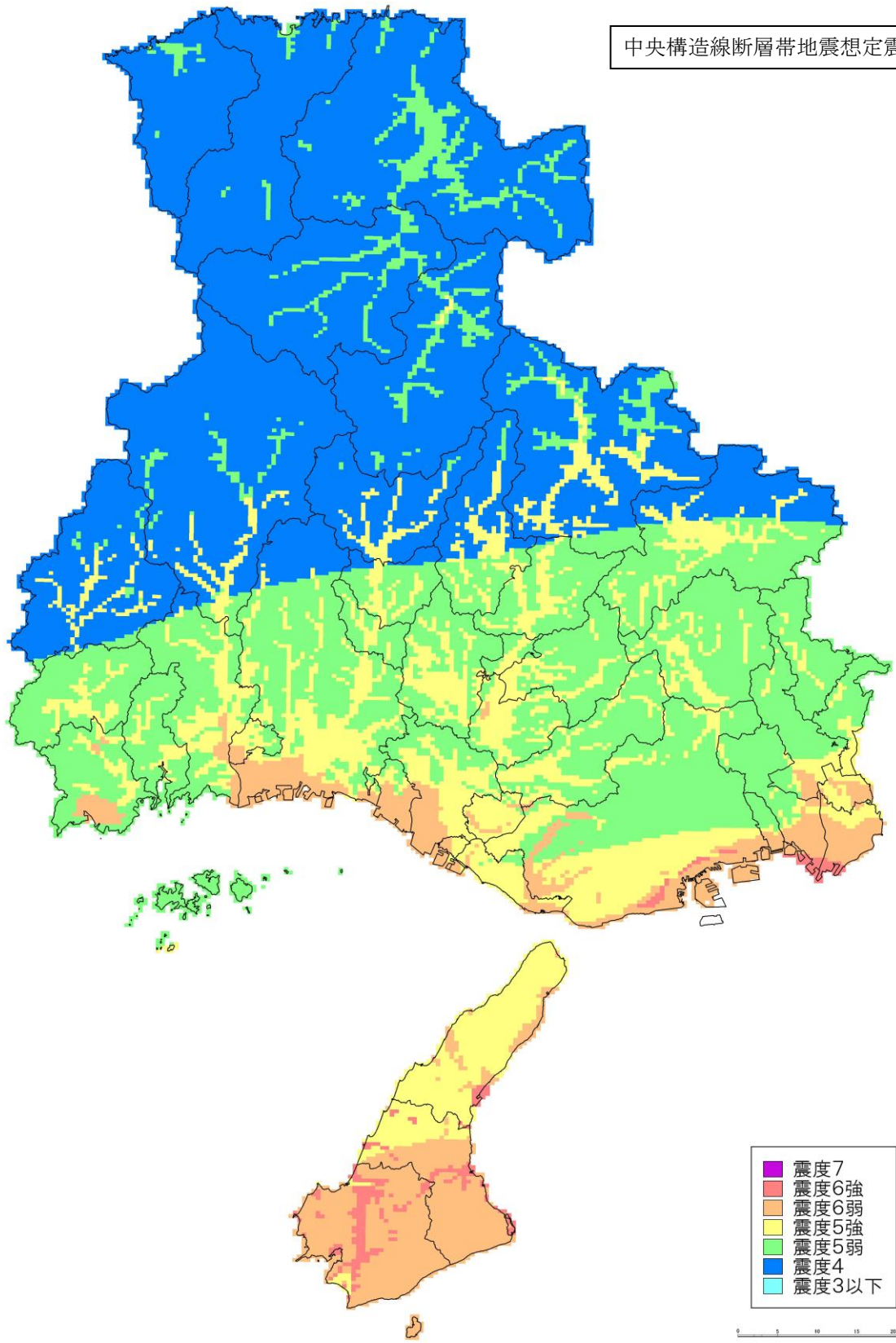
【参考】

兵庫県地域防災計画では、過去の地震災害の状況などから、県内で甚大な被害が発生する可能性がある地震として下記の5つの地震を想定し、想定される被害量を示している。

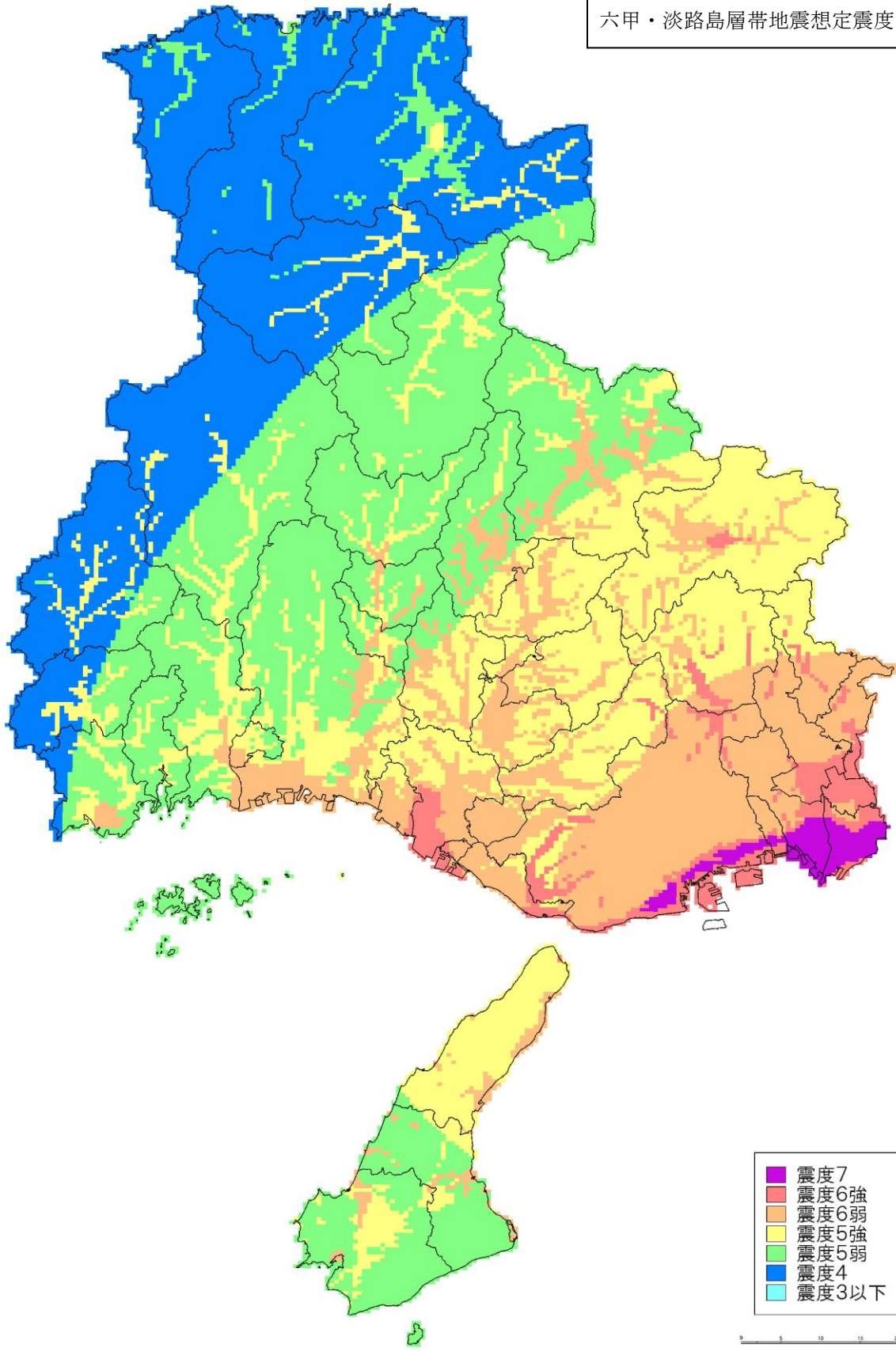
想定地震	想定震源地	想定規模
有馬-高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震	有馬-高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯	M7.7
山崎断層帯地震	山崎断層帯	M7.7
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層帯（淡路島南部）	M8.0
日本海沿岸地震	但馬海岸付近	M7.3
南海地震	紀伊半島沖	M8.4

※ 南海地震については、今世紀前半の発生が指摘されている。

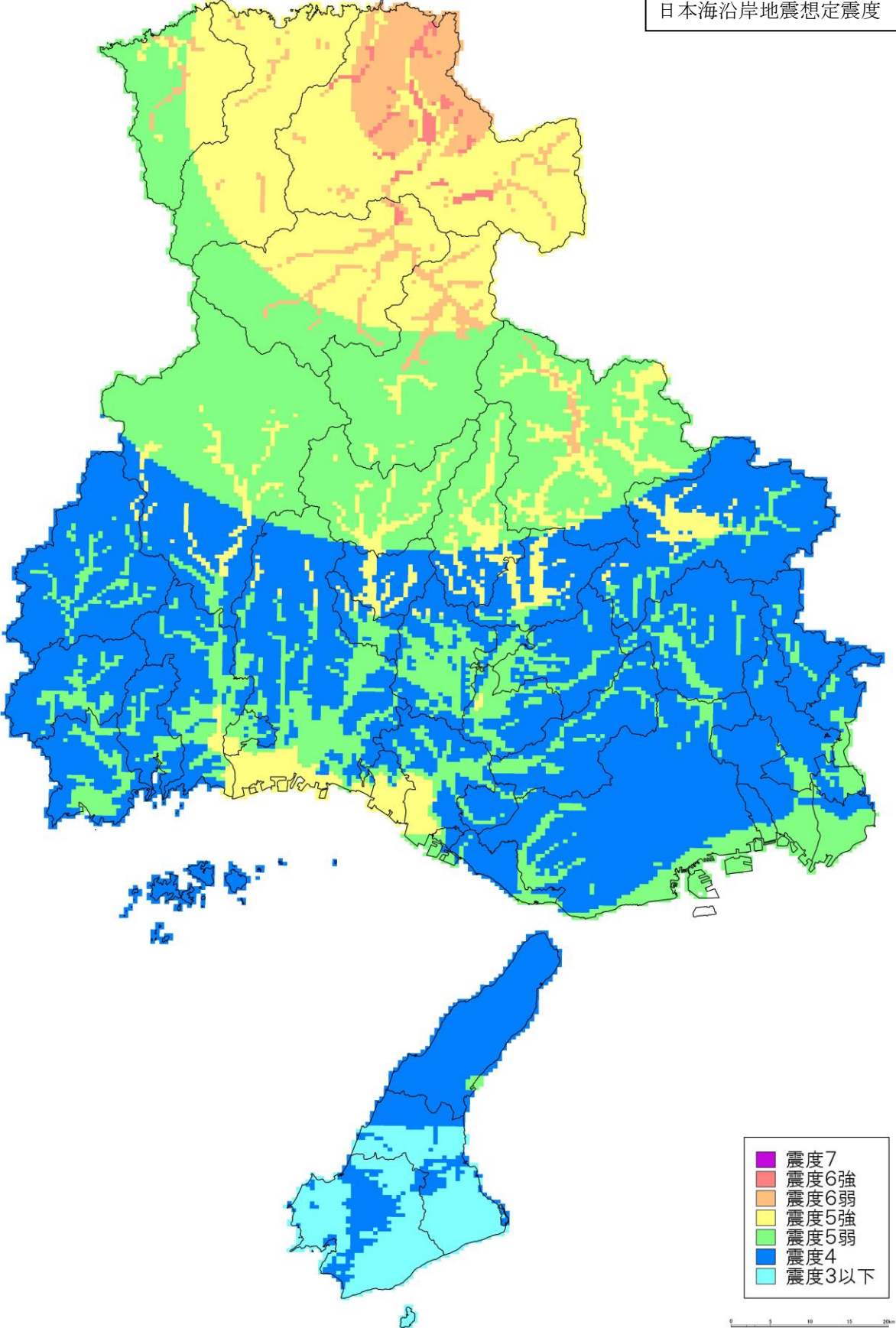
中央構造線断層帯地震想定震度



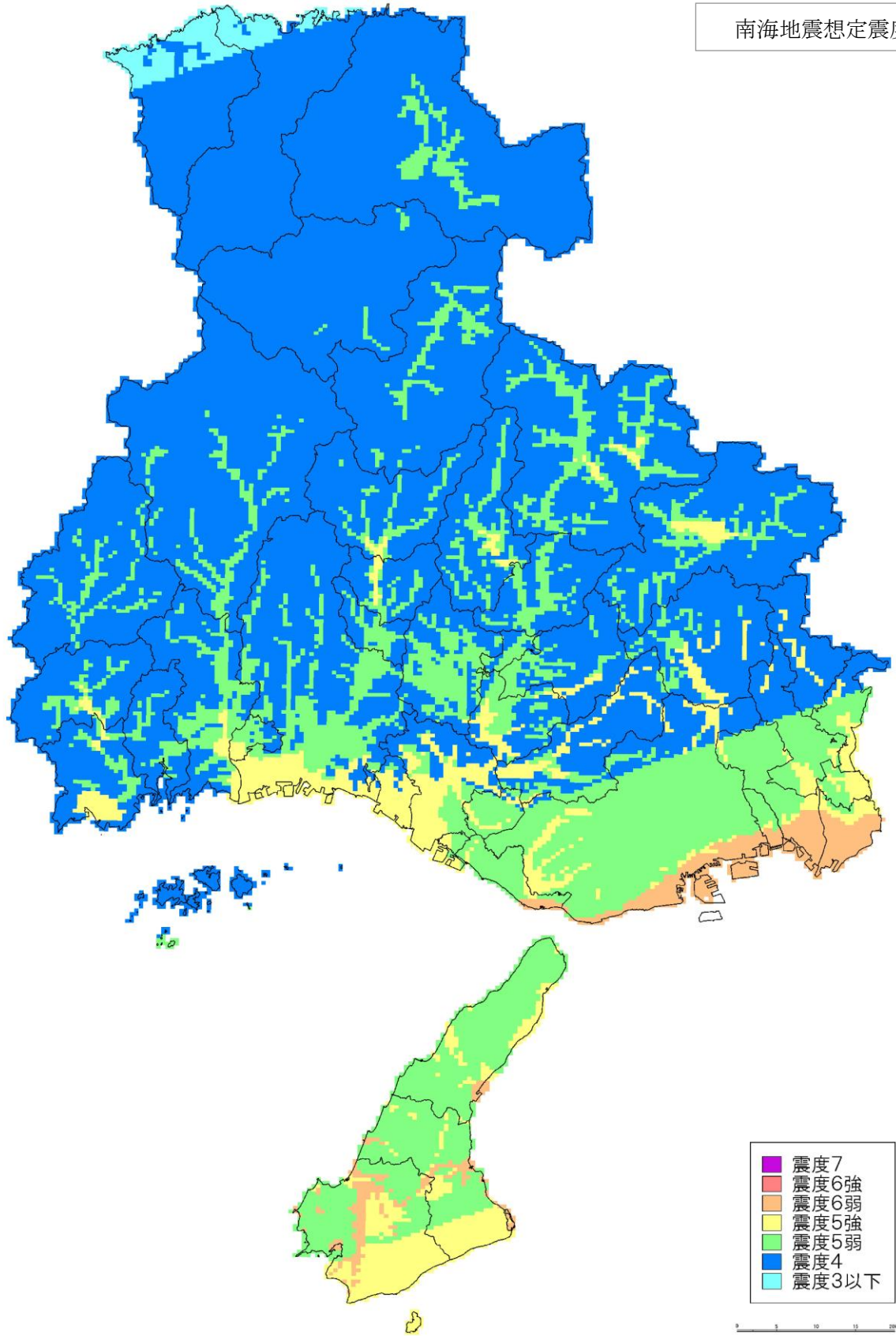
有馬一高槻断層帯～
六甲・淡路島層帯地震想定震度



日本海沿岸地震想定震度



南海地震想定震度



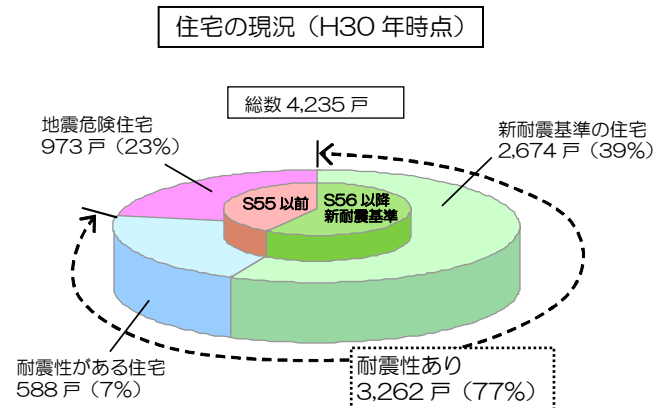
3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

(1) 住宅耐震化の現況と目標

① 住宅耐震化の現況（H30年時点）

現状での住宅の耐震化の状況は以下のとおりである。

- ア 住宅総数 約 4,235 戸
- イ 地震危険住宅 約 1,494 戸
- ウ 現況耐震化率 約 77%



② 住宅耐震化の目標設定方針

兵庫県耐震改修促進計画の目標と整合させる。

③ 住宅耐震化の目標

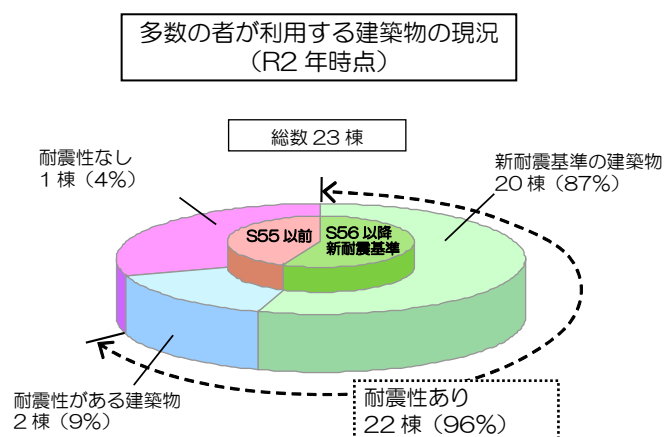
兵庫県耐震改修促進計画の目標を踏まえ以下のとおり目標を設定する。

目標：住宅の現況耐震化率 77%を、6年後に 97%とする

(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標

① 多数の者が利用する建築物耐震化の現況 (R2年時点)

- ア 建築物総数 約 23 棟
- イ 耐震性がない建築物数 約 1 棟
- ウ 現況耐震化率 約 96%



② 多数の者が利用する建築物耐震化の目標設定方針

第1次計画での目標耐震化率を63%から90%以上に設定され、現況としては、目標を達成した。達成できた大きな要因は、学校統廃合等による校舎の取り壊しであると考えられる。

耐震性の低い施設がわずかではあるが残存しているため、国の基本方針及び兵庫県耐震改修促進計画を勘案し、目標を設定する。

② 多数の者が利用する建築物耐震化の目標

目標：多数の者が利用する建築物の現況耐震化率96%を、6年後に100%以上とする

【参考】多数の者が利用する建築物（用途別，公民別）

（単位：棟）

多数利用建築物	現況		令和7年	
	建築物総数	耐震化率	建築物総数	耐震化率
全体	23	96%	26	100%
	公	16	18	100%
	民	7	8	100%
学校等の建築物	20	100%	23	100%
①～④小計	公	15	17	100%
	民	5	6	100%
①学校	13	100%	15	100%
病院	公	8[森岡1]	9	100%
福祉施設	民	5	6	100%
②庁舎	1	100%	1	100%
③その他	6[森岡2]	100%	7	100%
賃貸住宅	2	100%	2	100%
	公	1	1	100%
	民	1	1	100%
その他	1[森岡3]	0%	1	100%

※4 多数利用建築物の令和7の建築物総数は、県の推計に準じて、平成27年時点の総数の1.14倍になるものとした。

多数の者が利用する建築物

法第6条第1項第1号に定める用途で、
階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物
（建築物用途の例）

- ・学校，体育館，病院
- ・劇場，観覧場，展示場，百貨店，映画館，ホテル
- ・事務所
- ・賃貸住宅（共同住宅に限る），老人ホーム
- ・店舗，飲食店
- ・工場，車両の停車場，自動車車庫
- ・郵便局，保健所，税務署

国の基本方針による

住宅・建築物の耐震性

1 新耐震基準建築物

昭和56年6月1日より建築基準法に基づく耐震基準が改正されており、これ以降に着工した建築物等は、ごくまれに発生する大地震に対しても倒壊の恐れは少ないとされている。

2 旧耐震基準建築物

昭和56年5月以前に着工した建築物等でも、国土交通省告示に基づく耐震診断基準で倒壊の恐れが少ないと診断されるものは新耐震基準建築物と同程度の耐震性を有すると考えられる。

【参考】神河町公共建築物の耐震化目標

区分	建築物数 (棟数)	対策棟数	現況耐震化率 (%)	目標 (R7 年度) (%)	
合計	[188]	[169]	[90]	[97]	
	19	19	100	100	
	(0)	(0)	(0)	(0)	
	学校	[25]	[25]	[100]	[100]
	5	5	100	100	
	(5)	(5)	(100)	(100)	
	病院	[3]	[3]	[100]	[100]
	3	3	100	100	
	(0)	(0)	(0)	(0)	
福祉施設 (民)	[19]	[15]	[79]	[100]	
5	5	100	100		
(5)	(5)	(100)	(100)		
集会施設	[42]	[32]	[76]	[95]	
0	0	0	0		
(0)	(0)	(0)	(0)		
庁舎	[6]	[5]	[83]	[100]	
1	1	100	100		
(1)	(1)	(100)	(100)		
その他	[93]	[89]	[95]	[97]	
5	5	100	100		
(0)	(0)	(0)	(0)		

※ 上段 [] は規模に関わらず全ての棟数等を示す。

中段は、階数3以上及び延べ床面積 1,000 m²以上のものを示す。

下段 () は中段のうち避難所に指定されているものを示す。

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取り組み方針

建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、町としては、既存民間建築物所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じるとともに、自ら所有する建築物の耐震化を推進する。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

住宅

① 簡易耐震診断の推進

住宅の簡易耐震診断推進事業により耐震診断を推進する。

② 神河町住まいの耐震改修促進事業の推進

県は、耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、耐震改修計画策定費や耐震改修工事費への補助を行い、既存民間住宅の耐震化を促進している。このことについて、町民に周知する。

③ 普及啓発・環境整備等

耐震性に不安がある町民からの相談体制を整備し、様々な手段による広報を実施する。

多数利用建築物

① 民間建築物の耐震化

耐震診断が義務付けられた大規模建築物の診断・設計・改修工事費を支援する。
また、指示対象となる中規模建築物の診断費を支援する。

② 地震時の建築物の総合的な安全対策等

落下物事故防止対策を実施。

(3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

① 耐震診断員の養成・活用

県では、住宅の簡易耐震診断推進事業を実施する簡易耐震診断員を養成しており、その活用を推進するものとされている。

【参考】簡易耐震診断講習会概要

主催：財団法人兵庫県住宅建築総合センター

対象者：兵庫県在住で、県内の建築士事務所に所属するもの
建築士資格取得後5年以上の実務経験を有するもの

計画：約600名（約400名養成済み）

② 相談体制の拡充

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、建築物等耐震担当課において相談窓口を開設する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関する事、町及び県の補助事業の実施に関する事とする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

③ 住宅改修業者登録制度

市民が耐震改修の実施にあたり、安心して業者を選択できる環境を整備するため、技術主任者の設置などの一定の要件を満たす住宅改修業者を登録する制度を実施している。この制度の周知を図る。

(4) 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策

① 被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する専門家を養成するなど、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進める。

② 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、全国に先駆けて県単独で創設した「兵庫県住宅再建共済制度」により、住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、災害発生時に被災した住宅の再建・補修を支援しあう相互扶助の取り組みを推進する。

(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

以下に定める建築物については、優先的に耐震化に着手すべき建築物とする。

- ① 兵庫県耐震改修促進計画において「地震時に通行を確保すべき道路」として指定する道路の沿道建築物で、地震で倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

【参考 地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路】

(兵庫県耐震改修促進計画)

- ・兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路（国道2号ほか219路線）
- ・市町耐震改修促進計画で位置付けられる道路

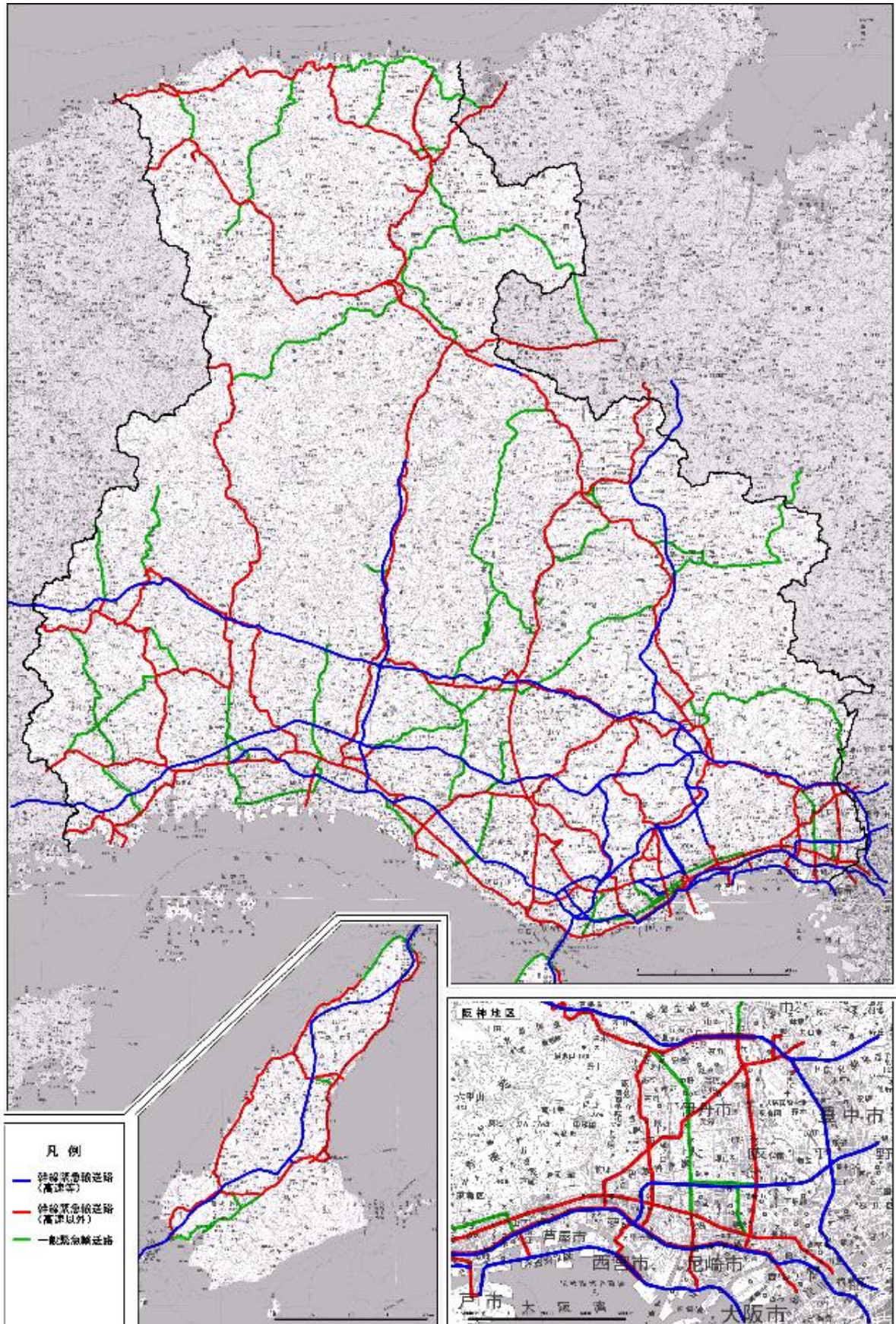
概ね 1棟

- ② 避難所として利用する建築物又は災害時に拠点となる学校、病院、福祉施設

(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路

兵庫県耐震改修促進計画では、地震時に通行を確保すべき道路として兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路が位置付けられているが、同様に、町として神河町地域防災計画に定める道路を指定する。

【参考】兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路



5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及をはかり、官民あげて住宅・建築物の耐震化に取り組む。

(1) 相談体制の整備（再掲）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、建築物等耐震担当課において相談窓口を開設する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関する事、町及び県の補助事業の実施に関する事とする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

(2) 自主防災組織等との連携

住宅・建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、町内会等の自主防災組織や NPO などと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

(3) 関係団体との連携

建築士会、建築設計事務所協会等の関係団体と連携し、建築物の耐震化について啓発活動を行う。

また、市民からの技術的な相談については、関係団体と連携して対応する。

6. 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

（所管行政庁以外の市町）

本計画を推進するため、所管行政庁である県と連携して、多数の者が利用する建築物又は優先的に耐震化に着手すべき建築物の所有者に対して指導を行う。

（所管行政庁）

町は、他の所管行政庁と連携し、「特定行政庁連絡会議」を活用して、県下の多数の者が利用する建築物の耐震化促進に関する具体的な取り組み方針を協議する。

町はその方針を踏まえて、管内の多数の者が利用する建築物に対する指導等を実施する。